

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書

令和〇〇年〇〇月 〇〇日

埼玉県三郷市農業委員会会長

持分 1/2 三郷 太郎 印
譲受（借）人 氏名 持分 1/2 三郷 花子 印
(電話番号) 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇
譲渡（貸）人 氏名 早稲田 次郎 印
(電話番号) 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇

下記のとおり転用のため農地の権利を 設定・移転 したいので、農地法第5条第1項第6号の規定により届け出ます。

1. 届出者の 氏名・住所	当 事 者 の 別	氏 名	住 所				
	譲受（借）人	三郷 太郎 三郷 花子	三郷市中央〇丁目〇番地〇 三郷市早稲田〇丁目〇番地〇〇				
	譲渡（貸）人	早稲田 次郎	三郷市花和田648番地1				
2. 土地の所在等	土 地 の 所 在	地 番	地 目	面 積	土地所有者氏名	耕作者氏名	
			登記簿	現況	m ²		
	三郷市中央〇丁目	〇番〇	田	畑	150	早稲田次郎	早稲田次郎
	三郷市中央〇丁目	〇番〇	畑	畑	25	早稲田次郎	早稲田次郎
	(三郷〇〇地区土地区画整理事業33街区3画地 125 m ²) ←					朱書き	
	以下余白						
計 175(125) m ² (田 150 m ² 畑 25 m ²) ←							
3. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容	権 利 の 種 類	権 利 の 設 定 移 転 の 別	権 利 の 設 定 移 転 の 時 期	権利の存続期間		その他	
	所有権	設定・移転	受理後	永久			
4. 転用計画	転 用 の 目 的	専用住宅敷					
	転 用 の 時 期	工 事 着 工 時 期	受理後				
		工 事 完 了 時 期	受理後 4 ヶ月				
	転用の目的に係る事業又は施設の概要	木造 2 階建 1 棟					
5. 転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要	周囲にコンクリートブロック3段積みとネットフェンスを設け、農作物に被害を及ぼさないようにします。						

受 理 通 知 書

三 農 委 発 第 号
令和 年 月 日

埼玉県三郷市農業委員会会長

印

上記による届出については、これを受理し、令和 年 月 日にその効力が生じたので、農地法施行令第10条第2項の規定により通知します。